

実験動物および動物実験に関わる関連法令等

国立がん研究センター 研究所
基盤的臨床開発研究コアセンター 動物実験施設
今井俊夫



はじめに

種々の疾患を対象とした医科学研究において、実験動物を用いる解析が不可欠であることは言うまでもありません。

しかし、動物実験は、動物福祉に十分配慮した実験計画に則り、一定のルールに従って適正に進める必要があり、思いつきにより今日から開始できるものではありません。

本講習では、動物実験実施者として最低限の理解が必要な、動物福祉について定めた「動物の愛護及び管理に関する法律」、適切な動物実験の推進について定めた「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」を中心に、関連する法令、ガイドラインについて説明を進めます。

講習内容

概要：法令で定める動物福祉と、機関管理による適切な動物実験の推進

1. 動物の愛護及び管理に関する法律（環境省）
2. 実験動物の飼養及び保管ならびに苦痛の軽減に関する基準（環境省）
3. 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（厚生労働省）
4. 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学術会議）
5. その他の主な関連法令

まとめ：実験計画書の策定から実験の実施、実験報告書の提出までの流れ

概要：法令で定める動物福祉と、機関管理による適切な動物実験の推進

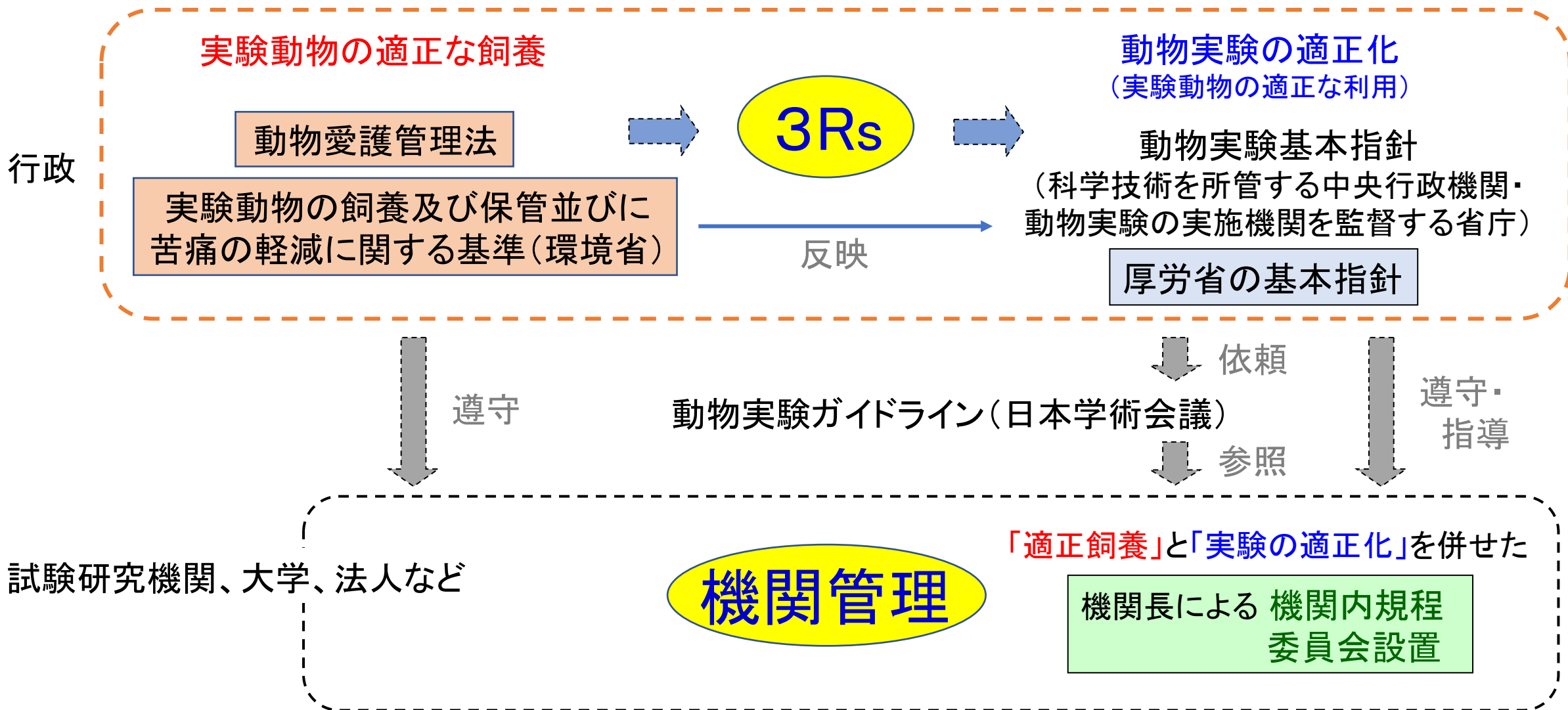
実験動物と動物実験

Experimental Animals and Animal Experiments

実験動物： 試験・研究、教育、その他科学上の利用に供するため、
合目的的に繁殖した動物

動物実験： 新たな科学的知見を得る目的で、動物に実験処置を
加え、動物の反応を観察する実験

概要：法令で定める動物福祉と、機関管理による適切な動物実験の推進



1. 動物の愛護及び管理に関する法律

(動物愛護管理法、動物愛護法、動愛法)

- ・ 実験動物についてもペットなどと同様に「動物の愛護及び管理に関する法律」の下で管理される

劣悪な環境＝虐待

令和2年6月1日:
改正動物愛護法施行

劣悪な環境下で
犬5匹飼育容疑
ワニや蛇も 逮捕

劣悪な環境で犬を飼育したとして、警視庁は東京都大田区南蒲田2丁目の職業不詳、桑添亜紀容疑者(46)を動物愛護法違反(虐待)容疑で逮捕し、14日発表した。虐待に当たるとは思っていないかった」と話しているという。

蒲田署によると、逮捕容疑は12日午前、動物の排泄物が堆積した自宅の室内で犬5匹を飼育したというものの、犬は餌を与えられていたが、栄養失調の状態でいた。現場にはネズミの死骸も落ちていたという。

桑添容疑者宅は戸建てで、犬7匹と猫2匹のほか、ワニや蛇、大トカゲ、イグアナ、フクロウなど24種類の動物計58匹を飼育。室内には動物の排泄物がたまり、近所から悪臭の苦情が相次いでいたという。

桑添容疑者は署に対し、3年前に動物愛護団体から犬2匹を引き取って飼育を始めたと説明。その後、繁殖するなどして7匹まで増えたという。昨年はペットショップではかの動物も買い集めるようになり、「コロナ禍で趣味の旅行に行けなくなり、ペットの数が増えていった」と話しているという。(天山稜)

いちから わかる! ペットを飼うルール なぜ厳しくなったの?

懲役刑が加わった。増えている動物虐待を防ぐ狙いだよ

ホー先生 ペットを飼う時のルールなどを定めた法律が変わったって?

A 1日に施行された改正動物愛護法のことだ。飼主がペットを捨てた場合、罰金だけでなく、懲役刑が加わった。ペットを殺したり傷つけたら、懲役または200万円以下の罰金から5年以下の懲役または500万円以下の罰金に強化されたんだ。

ホー先生 厳しくなった?

A 警察庁のまとめでは、犬や猫などの動物虐待事件は増える傾向にある。人のものを壊した時の器物損壊罪の罰則に比べて軽すぎるという指摘も動物愛護団体などから出ていた。社会全体で動物たちを大事にしようという思いが込められているよ。

業者の規制

2021年から 生後56日以下の子犬・子猫の販売禁止 ケージの広さや母犬・母猫の出産回数を数値規制

2022年から 販売用、繁殖用の犬や猫にマイクロチップを装着

危険動物の規制

ツキノワグマやライオンなど危険動物はペットとしての飼育禁止

ホー先生 ペットへの虐待を見つけたのは難しいじゃないか?

A 獣医師には、虐待とみなれる事例に気付いた時に都道府県などに通報する義務が課されたよ。たまたまのペットを飼ってちゃんとした世話をしないような迷惑飼主には、自治体が立ち入り検査をできるようにした。

ホー先生 ひどい環境で犬や猫を扱うペットショップや繁殖業者の問題も、ニュースでみかけるな。

A 来年6月からは、子犬や子猫を生後56日までは母親から引き離すことを禁じる「8週齢規制」の導入が決まっている。飼育するケージの広さや母親の出産回数などを規制する制度も始まる。環境省が具体的な広さや回数などを検討しているところなんだ。

ホー先生 ペットを守る制度になつてほしいな。

A 再来年には販売される子犬・子猫に対し、マイクロチップの体内への装着が義務づけられていて、個別の番号が記録されていて、身元の特定ができる。捨てられるなどして行方がわからなくなったり、人知れず殺されたりする犬猫を減らすのに役立つはずだ。(太田匡彦)

2020・6・19 ■質問のテーマを募っています。あて先は wakaru@asahi.com

動物の愛護及び管理に関する法律

Act on Welfare and Management of Animals

平成18年6月2日改正、令和元年6月19日最終改正(環境省)

1) 動物実験を規制するものではなく、**(実験)動物の愛護**(命あるものとして認識し適切に取扱う)と**動物の適切な管理**(危害や迷惑の防止など)に特化した法制度
(科学研究における**動物実験の必要性**は、動物の愛護及び管理の観点から判断されるべきものではないことが明確にされた)

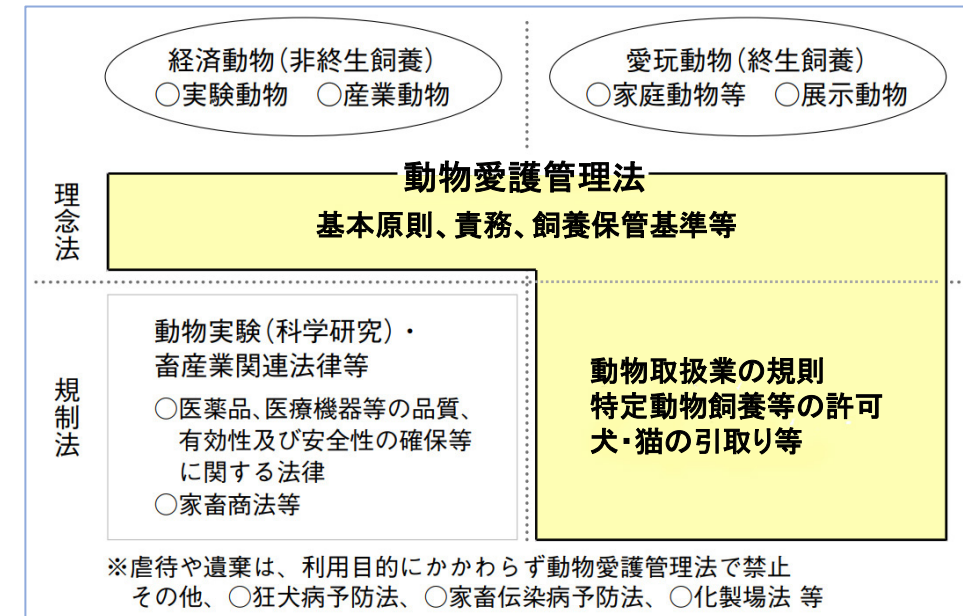
2) 動物の飼養形態による区分

終生飼養: 愛玩動物、展示動物など ⇒ 理念法・規制法

非終生飼養: 実験動物や家畜など ⇒ 理念法

3) 基本原則の条項(第2条): 適切な給餌及び給水にも言及
(平成25年改正にて新設)

4) 第41条: 動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等
(**3Rsの原則**の明文化)



動物の愛護及び管理に関する法律
第41条 動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等

3Rsの原則

国際的に普及・定着している実験動物の飼養保管等及び動物実験の適正化の原則
「科学上の利用の目的を達することができる範囲において」

① 代替法の利用 (Replacement)

動物を使わない代替法はないか？ *In vitro*、*in silico* の実験に代えることはできないか？

② 使用数の削減 (Reduction)

少ない動物数で信頼できるデータが得られる実験計画を立てる。

③ 苦痛の軽減 (Refinement)

実験目的に支障のない範囲で最大限、苦痛を軽くすべき
(人道的エンドポイント※の設定など)

※ 実験の計画段階で予め決める必要がある、実験処置の中断もしくは動物を安楽死させる判断基準
営利目的でのご利用はご遠慮ください www.icrweb.jp

2. 実験動物の飼養及び保管ならびに苦痛の軽減に関する基準(環境省)

環境省の定める他の飼養保管基準

- ・家庭動物等の飼養及び保管に関する基準
- ・展示動物等の飼養及び保管に関する基準
- ・産業動物等の飼養及び保管に関する基準

実験動物の福祉

Well-being of Laboratory Animals

- 1) 動物愛護管理法 → 3Rsの遵守など ⇒ 観念的部分
- 2) 科学上の動物の適正利用について
- 3) 実験動物の飼養保管、実験中の苦痛軽減、事後措置(安楽死させる方法)など⇒ 実体的な行為部分

営利目的でのご利用はご遠慮ください

実験動物の飼養及び 保管並びに 苦痛の軽減に関する 基準の解説

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 編集
実験動物飼養保管等基準解説書研究会 執筆



- ・ 2017 (平成29) 年10月
- ・ 実験動物の管理や動物実験を実施する実務者が現場で行う業務を想定して作成.

www.icrweb.jp

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

The Guideline for Raising and Keeping of Laboratory Animals

平成18年4月28日告示、平成25年9月告示(環境省)

1) 一般原則

基本的な考え方: 動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠。3Rsの遵守により動物の適切な利用に配慮する。
実験動物の適正な飼養及び保管により人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺の生活環境の保全に努める。

2) 定義

管理者	: 実験動物及び施設を管理する者(研究所長など)
実験動物管理者	: 管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者(実験動物管理室長など)
実験実施者	: 実験等を行う者
飼養者	: 実験動物管理者又は実験実施者の下で実験動物の飼養・保管に従事する者

3) 共通基準

4項	: 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等
6項	: 輸送時の取扱い

4) 個別基準

: 人道的エンドポイントや安楽死させる方法などについても言及

3. 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針(厚生労働省)

1) 総則

2) 実施機関の長の責務

①機関内規程の策定 ②動物実験委員会の設置 ③動物実験計画の承認
④動物実験計画の実施結果の把握 ⑤教育訓練等の実施 ⑥自己点検及び評価並びに検証 ⑦動物実験等に関する情報公開

3) 動物実験責任者の責務

動物実験計画の承認を受け、適切に実施し、実施結果を報告する。

4) 動物実験委員会

動物実験計画の審査を行い、実施結果に対し助言する。

5) 動物実験等の実施上の配慮

3Rs、安全管理

6) 実験動物の飼養及び保管

7) その他

動物実験等を別の機関に委託する場合、委託先においても、本指針等に基づき、適正に動物実験等を実施する。

(2015(平成27)年改正点抜粋)

実施機関の長の責務

法令・ガイドラインの遵守徹底と透明性確保の強化

⑥ 自己点検及び評価並びに検証: 定期的に、実施機関における動物実験等の本指針及び機関内規程への適合性について、自ら点検及び評価を行う。当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めるものとする。

営利目的でのご利用はご遠慮ください

外部検証

#11

www.icrweb.jp

4. 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学術会議、平成18年6月）

－ 科学的な観点から具体的な必要事項やその背景を解説 －

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-k16-2.pdf>

《日本での実験動物及び動物実験に関する法令及び指針等の策定経緯》

実験動物の飼養保管	実験動物の利用（動物実験）
1973年：動物の保護及び管理に関する法律	1980年：動物実験ガイドラインの策定について （日本学術会議勧告）
1980年：動物の飼養及び保管に関する基準 （総理府）	1987年：大学等における動物実験について （文部省通知）
1999年：動物の愛護及び管理に関する法律 （動物愛護管理法）の改正	2004年：動物実験に対する社会的理解を促進 するために（提言）（日本学術会議第7部会）
2000年：省庁再編により動物愛護管理法の 所管が総理府から環境省へ移管	2006年：厚生労働省の所管する実施機関にお （平成18年）ける動物実験の実施に関する基本指針 （厚生労働省）
2005年：動物愛護管理法の改正 （附帯決議：3Rsの実効性強化など）	2006年：動物実験の適正な実施に向けたガイド （平成18年）ライン（日本学術会議第2部会）
2006年：実験動物の飼養及び保管並びに苦 （平成18年）痛の軽減に関する基準（環境省告示）	

各国における動物実験に対する規制体制

Regulation Regime of Animal Experiments

		規制当局による				機関による 実験計画の承認	動物実験の 最終承認者 (責任者)
		主な 法令	施設 認定	施設 査察	実施者 免許		
日本		+	—	—	—	+	機関の長
		動物愛護 管理法	特定動物 許可	外部検証	教育訓練		
米国		+	—	+	—	+	機関の長
		動物福祉 法	登録 (除くマウス・ラット・鳥類)	農務省	教育訓練		
カナダ		+	—	—	—	+	機関の長
		動物実験 州法※	CCAC認定	外部検証	CCAC認定		
英国		+	+	+	+	—	内務省長官
		動物(科学的 処置)法	内務大臣	内務省	内務大臣		
ドイツ		+	+	+	+	—	自治体
		動物保護 法	自治体	自治体	自治体		
フランス		+	+	+	+	+	機関の長
		法令2013 -118	農務大臣	自治体	農務大臣	最終判断は教育研究省	

飼育は法令
で規制
実験は機関
を尊重

実験を法令
で規制
飼育は実験
に含む

※ オンタリオ州、CCAC:カナダ動物管理協議会

5. その他の主な関連法令

1) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)

飼養

- 逃亡防止の設備等(ネズミ返しの設置)
- 「組換え動物等飼育中」の表示

運搬

- 譲渡等を行う際の遺伝子組換え動物の情報提供書
- 逃亡を防止する構造の容器に入れる
- 「**取扱い注意**」の表示をする

その他

- 個体識別

2) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

- ウシガエル ○ アカゲザル ○ カニクイザル

3) その他

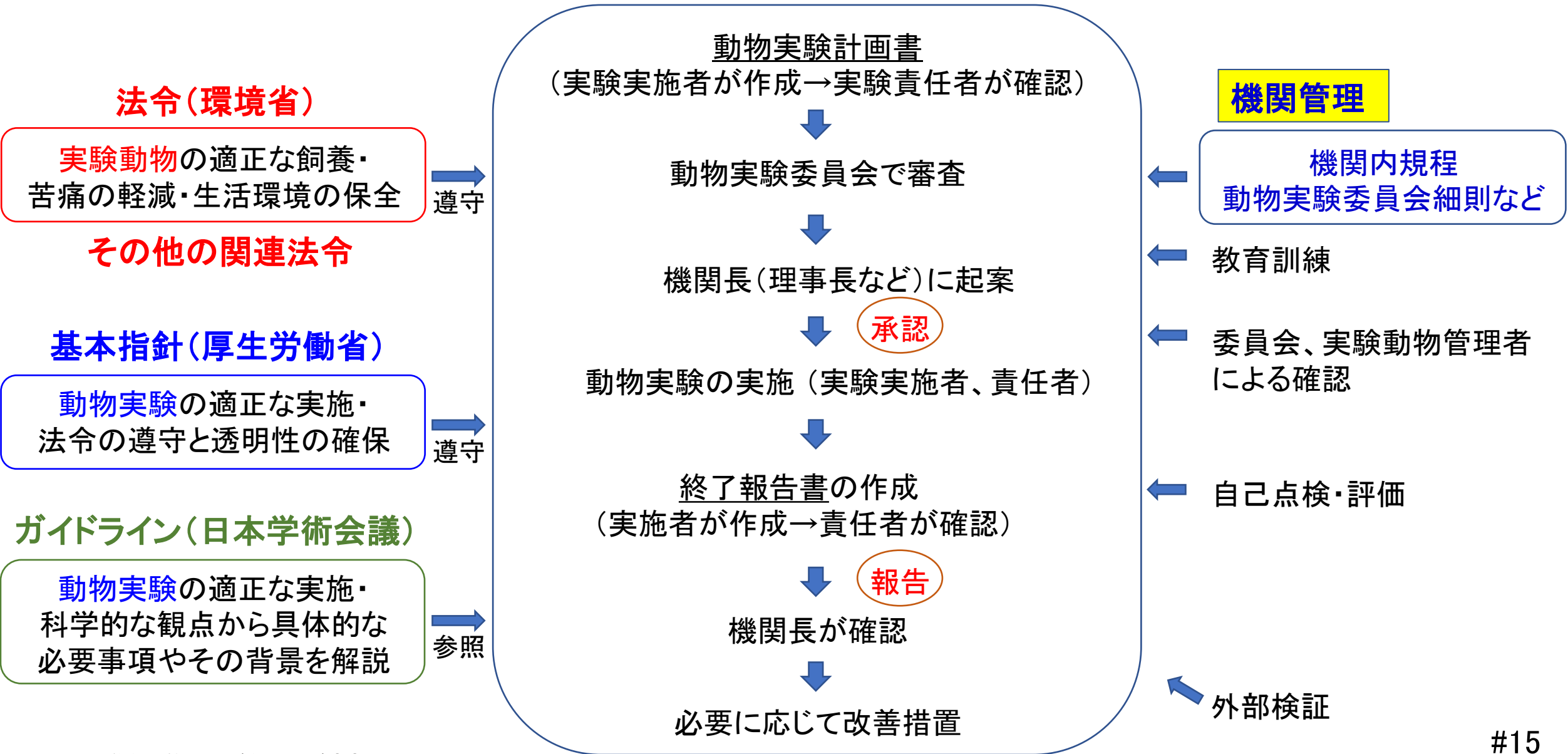
動物に使用する化学物質

- 麻薬及び向精神薬取締法など

実施者等の労働安全衛生

- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律など

まとめ：実験計画書の策定から実験の実施、実験報告書の提出までの流れ



実験動物および動物実験に関わる関連法令等

1) 動物の愛護及び管理に関する法律(動愛法)

実験動物の飼養及び保管ならびに苦痛の軽減に関する基準(飼養保管基準)

- ・ (実験)動物の愛護と適切な管理(危害や迷惑の防止など)に特化した法制度
- ・ 3Rsの原則の明文化

2) その他の関連法令

- ・ 遺伝子組換え生物等の取扱い(カルタヘナ法)、特定外来生物の取扱い、麻薬及び向精神薬取締法

3) 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針

- ・ 実施機関の長の責務、動物実験責任者の責務、動物実験委員会 など

4) 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン

- ・ 科学的な観点から具体的な必要事項やその背景を解説

5) 機関管理により適正な動物実験を行うため、研究者(実験実施者)一人一人による法令、基本指針、ガイドライン等の理解と実践が極めて重要です！